

第3節 警防課

〔総括概要〕

警防課の主な分掌事務は、各種災害を警戒、鎮圧し排除するための警防対策、消防計画、他の消防機関との相互応援協定、緊急消防援助隊、消防車両及び消防資機材の整備・配置管理、安全運転管理、救急事務、救急医療情報に係る事務、救急救命士の養成や教育、メディカルコントロール（医師が医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保証する体制）に係る事務、救急車両及び救急資器材の整備・配置管理である。そのほか開発行為に係る消防水利の協議を行った。

警防業務では、大規模で複雑多様化する災害発生時において、市民の生命、身体及び財産を守るため、安全で迅速な消防活動が展開できるよう消防車両、消防資器材、消防水利の更新整備及び維持管理を行った。

救急管理業務では、年々増加する救急事案に対応するため、救急現場から医療機関までの搬送体制の強化や救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質の向上などを目的として、救急救命士の養成、医師による救急活動に対する事後検証の実施、派遣型ワークステーションの運用により、救急隊員のスキルアップ及び救命率の向上を図った。そのほか、高規格救急自動車、救急資器材の更新整備及び維持管理を行った。

警防係

1 消防車両現勢

所属	車 名	メーカー	年 式	備 考
栃木市消防本部	庁 用 車	トヨタ	平成 24	
	総 務 連 絡 車	トヨタ	平成 10	
	査 察 広 報 車	トヨタ	平成 20	
	予 防 連 絡 車	スズキ	平成 20	
	警 防 連 絡 車	トヨタ	平成 10	
	火 災 調 査 車	トヨタ	令 和 2	
栃木市消防署	普 通 ポ ン プ 車	いすゞ	平成 25	水槽 600 ℓ（C A F S 装置付）
	水槽付ポンプ車	日野	令 和 3	水槽 2,000 ℓ
	化 学 車	日野	平成 19	水槽 1,500 ℓ 薬液 500 ℓ
	は し ご 車	日野	平成 28	35m級（先端屈折、伸縮水管付）
	救 助 工 作 車	日野	平成 30	クレーン、ウインチ、照明装置付
	災 害 支 援 車	いすゞ	平成 25	
	指 揮 車	トヨタ	平成 27	
	救 急 1 号 車	トヨタ	令 和 3	高規格
	救 急 2 号 車	トヨタ	平成 26	高規格
	救 急 3 号 車	トヨタ	令 和 2	高規格

	栃木広報1号車	トヨタ	平成 15	
	栃木広報2号車	ニッサン	令和 2	
	防 火 号	ニッサン	平成 24	
	物資搬送車	マツダ	平成 21	
大平分署	普通ポンプ車	日野	令和 3	水槽 600 ℓ (C A F S 装置付)
	化 学 車	日野	平成 22	水槽 1,500 ℓ 薬液 300 ℓ
	救 急 車	トヨタ	令和 元	高規格
	大 平 広 報 車	トヨタ	平成 21	
	ボートトレーラー	ソレックス	平成 28	最大積載量 400 kg
藤岡分署	普通ポンプ車	いすゞ	平成 20	
	水槽付ポンプ車	日野	令和 5	水槽 1,500 ℓ (C A F S 装置付)
	救 急 車	トヨタ	令和 5	高規格
	藤 岡 広 報 車	トヨタ	平成 20	
	ボートトレーラー	ソレックス	平成 28	最大積載量 350 kg
都賀分署	普通ポンプ車	いすゞ	平成 11	
	水槽付ポンプ車	いすゞ	平成 25	水槽 1,500 ℓ (C A F S 装置付)
	救 急 車	トヨタ	平成 29	高規格
	都 賀 広 報 車	トヨタ	平成 23	
西方分署	普通ポンプ車	いすゞ	平成 22	
	水槽付ポンプ車	いすゞ	平成 12	水槽 1,500 ℓ
	救 急 車	トヨタ	平成 30	高規格
	西 方 広 報 車	トヨタ	平成 24	
岩舟分署	普通ポンプ車	いすゞ	平成 27	水槽 600 ℓ (C A F S 装置付)
	水槽付ポンプ車	いすゞ	平成 20	水槽 1,500 ℓ
	救 急 車	トヨタ	平成 27	高規格
	岩 舟 広 報 車	ニッサン	平成 20	
	ボートトレーラー	スペシャルトレーラーズ	平成 12	最大積載量 450 kg

2 地域別消防水利設置状況

(単位:基)

地域 種別	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
消 火 栓	1,506	457	392	317	161	321	3,154
防 火 井 戸	219	100	40	4	-	-	363
防 火 水 槽	555	173	241	103	42	187	1,301
プ ー ル	21	6	6	4	2	4	43
計	2,301	736	679	428	205	512	4,861

3 消防資機材配備状況

(単位:一式)

種 別		所 属 別	消 防 本 部	栃 木 市 消 防 署	大 平 分 署	藤 岡 分 署	都 賀 分 署	西 方 分 署	岩 舟 分 署	合 計
救 助 器 具	救命索発射銃	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	油圧式救助器具	-	4	1	1	1	-	-	1	8
	ワイヤーはしご	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	可搬式ウインチ	-	3	1	1	-	-	-	2	7
	救助マット	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	排煙機	-	4	1	2	-	-	-	-	7
	マット型空気ジャッキ	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	耐熱防護服	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	化学防護服（防毒衣）	-	91	10	-	2	-	-	-	103
	放射線防護服	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	放射線測定器	-	5	-	-	-	-	-	-	5
	可燃・有毒ガス測定器	-	3	1	1	1	1	1	1	8
	耐電用防護服	-	6	-	-	-	-	-	-	6
	潜水器具一式	-	12	-	-	-	-	-	-	12
	救命ボート（※水上バイク含む）	-	3	1	2※	1	1	1	2	10
	船外機	-	1	1	-	-	-	-	1	3
	エアーテント	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	熱画像直視装置	-	2	1	1	-	-	-	1	5
	画像探索装置	-	1	-	-	-	-	-	-	1
救 急 用 器 具	人工呼吸器	-	3	1	1	1	1	1	1	8
	陰圧式固定具	-	3	2	1	2	2	2	1	11
	バックボード一式	-	7	2	2	3	3	2	3	19
	血圧計	-	6	5	4	4	4	4	5	28
	血中酸素飽和濃度測定器	-	5	5	2	2	4	4	2	20
	血中酸素・一酸化炭素飽和濃度測定器	-	3	1	1	1	1	1	1	8
	吸引器	-	8	3	2	2	2	2	3	20
	喉頭鏡	-	8	7	4	4	4	3	4	30
	半自動体外式除細動器	-	4	1	1	1	1	1	1	9
	自動体外式除細動器（AED）	1	2	1	1	1	1	1	1	8
	ベッドサイドモニター	-	3	1	1	1	1	1	1	8
	輸液用資機材（輸液ポンプを除く）	-	3	1	1	1	1	1	1	8

破壊器具	エンジンカッター	-	3	2	2	2	1	1	11
	エアツール	-	2	-	-	-	-	-	2
	ガス熔断機	-	2	-	-	-	-	-	2
	チェーンソー	-	8	2	3	2	1	1	17
	削岩機	-	2	-	-	-	-	-	2
	万能斧	-	9	2	3	2	3	5	24
呼吸保護具	空気充填設備	-	1	-	-	-	-	-	1
	空気呼吸器	-	28	10	10	9	10	11	78
	空気ボンベ	-	90	26	26	23	23	22	210
	酸素呼吸器	-	3	-	-	-	-	-	3
	簡易呼吸器	-	2	-	-	-	-	-	2
作業用器具	ホースカー	-	3	1	2	2	2	3	13
	連梯子	-	6	2	2	2	2	2	16
	かぎ付梯子	-	4	-	1	1	-	1	7
	照明発電機	1	11	2	3	2	2	5	26
	拡声装置	3	12	3	6	4	2	5	35
放水・発泡器具	簡易発泡器	-	1	1	1	1	-	-	4
	エアフォームノズル	-	6	4	1	-	-	1	12
	ピックアップノズル	-	1	-	-	1	1	-	3
	ラインプロポーショナー	-	3	1	1	1	-	-	6
	消火栓用スタンドパイプ	-	4	2	2	2	2	2	14
	分岐金具	-	9	4	5	7	4	8	37
	ホースブリッジ	-	3	4	4	4	2	4	21
	ロータリー管鎗	-	1	-	1	-	-	-	2
	フォグガン	-	5	2	2	1	2	-	12
	山林火災用手動ポンプ	-	30	15	18	10	10	15	98
	山林火災用可搬式送水装置	-	2	1	1	1	1	1	7
	ウォーターチャージャー	-	1	2	2	1	1	2	9
	界面活性剤原液(ℓ)	-	1,620	320	220	350	60	400	2,970
その他の器具	超音波厚さ計	1	-	-	-	-	-	-	1
	ピンホール探知機	1	-	-	-	-	-	-	1
	膜厚計	1	-	-	-	-	-	-	1
	非接触温度計	-	3	1	1	1	1	1	8

4 消防相互応援協定関係

協定の名称	締結年月日	協定締結の相手	内容
-------	-------	---------	----

東北自動車道消防 相互応援協定	H27. 9. 30	佐野市 鹿沼市 宇都宮市 塩谷広域行政組合 那須地区消防組合	東北自動車道における火災、救急、その他の災害の発生時の相互応援
北関東自動車道消防相互応援協定	H26. 1. 20	足利市 佐野市 鹿沼市 石橋地区消防組合 宇都宮市 芳賀地区広域行政事務組合	北関東自動車道における火災、救急、その他の災害の発生時の相互応援
特殊災害消防対策相互応援協定	S 55. 4. 30	小山市消防本部	危険物施設火災及び中高層建物火災等の特殊災害並びに多数の死傷者等が予測される災害発生時の相互応援
特殊災害消防相互応援協定	S 56. 5. 20	県内消防本部	高層建築火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害発生時の相互応援
消防相互応援協定	S 40. 10. 21 H元. 3. 28 H6. 8. 1 H2. 1. 29 H25. 4. 1 H26. 4. 1	小山市 館林地区消防組合 鹿沼市 石橋地区消防組合 埼玉東部消防組合 佐野市	災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊その他必要な人員を出場させ応援活動を実施するもの

救急管理係

1 救急救命士養成

救急救命士は「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者を病院に搬送するまでの間、医師の指示の下に救急救命処置を行うことができる者」とされ、救急救命処置は、医師の具体的指示の下に行われており、現在 58 人が救急救命士として認定されている。

(1) 救急救命士の編成状況

(単位:人)

消防本部	消 防 署						計
	栃木市消防署	大平分署	藤岡分署	都賀分署	西方分署	岩舟分署	
7	20	7	6	6	6	6	58

(2) 救急救命士の資格認定について

救急救命士の行える救急救命処置の範囲については必要に応じて拡大されており、その資格は気管挿管、薬剤投与、処置拡大であり、各資格とも一定の教育課程を修了し、認定

を受けた救急救命士のみが医師の具体的な指示の下、認定された処置を行うことができる。

(単位：人)

救急救命士総数		58
資格	気管挿管認定救命士 (医師の具体的な指示の下に必要な傷病者に気管挿管ができる)	43 (重複)
	薬剤投与認定救命士 (医師の具体的な指示の下に必要な傷病者に薬剤投与ができる)	57 (重複)
内訳	処置拡大認定救命士 (医師の具体的な指示の下に重度傷病者に対して輸液、血糖測定、ブドウ糖投与ができる)	49 (重複)

(3) 指導救命士について

救急救命士のうち、所定の研修を受けた後、救急業務に携わる職員に救急業務全般について指導等を行う救急救命士で、現在 6 名が指導救命士として認定されている。

2 事後検証会

救急救命士は、心肺停止傷病者に対し救急救命処置を行った事案や、ドクターヘリを要請し傷病者をヘリに収容した事案等について、医師による事後検証を受け、救命処置を行うための手順等が遵守されているか確認している。

・事後検証会実施回数 12 回 (事後検証事案 427 件)